

豊見城市規則第11号

豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例（令和5年豊見城市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）及び条例において使用する用語の例による。

(経営許可の申請等)

第3条 条例第4条第1項に規定する申請書は、墓地等経営許可申請書（様式第1号）とし、同条第2項に規定する申請書は、墓地等変更許可申請書（様式第2号）とする。

2 条例第4条第1項及び第2項に規定する規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。ただし、審査に支障がないと市長が認めるものについては、添付を省略することができる。

(1) 墓地等の区域の境界線からの水平距離が200メートル以内（火葬場にあつては、500メートル以内）の区域（以下「周辺区域」という。）の見取図（周辺区域に公園、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、社会福祉施設等がある場合にあつては、これらの施設の位置及びこれらの施設（道路を除く。）から墓地等の区域の境界線までの水平距離を示したもの）

(2) 墓地等の区域に係る登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し

(3) 申請地の現況写真

(4) 申請理由を記載した書類

(5) 地目が農地にあつては、農業委員会の意見書の写し

(6) 他の法令等による必要な許可等の書類

(7) 墓地にあつては、次に掲げる図面

ア 造園計画図

イ 管理棟（管理事務所を有する建築物をいう。）の配置平面図及び立面図

(8) 納骨堂又は火葬場にあつては、次に掲げる図面

ア 建物の配置平面図及び立面図

イ 納骨堂にあつては、納骨室又は納骨装置の設計図

ウ 火葬場にあつては、主燃炉の設計図

(9) 地方公共団体にあつては、当該墓地等の設置に関する議会の議決書又は予算書の写し

- (10) 宗教法人又は公益法人にあつては、次に掲げる書類
- ア 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第12条第1項に規定する規則の写し又は公益法人の定款の写し
 - イ 法人の登記事項証明書（履歴事項証明書に限る。）
 - ウ 墓地等の管理運営に関する規則等の写し
 - エ 墓地等の経営に係る収入及び支出を記載した10年間の収支予算書
 - オ 財産目録、資金計画書、貸借対照表、収支計算書その他の財務に関する書類
 - カ 墓地等の経営管理のための組織体制、維持管理計画及び使用方法に関する経営計画書
 - キ 墓地の需要を予測した書類
 - ク 墓地等の用地の取得、造成等に関する資金計画書及び見積書
 - ケ 墓地又は納骨堂にあつては、墓地又は納骨堂の使用希望者数が確認できる書類
 - コ 墓地又は納骨堂にあつては、墓地又は納骨堂の使用契約約款その他これに類する書類
- (11) 認可地縁団体にあつては、次に掲げる書類
- ア 前号ウからコまでに掲げる書類
 - イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けたことを証する書類
 - ウ 認可地縁団体の規約の写し
- (12) 変更許可申請にあつては、墓地等の経営許可証
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(廃止許可の申請)

第4条 条例第4条第3項に規定する申請書は、墓地等廃止許可申請書（様式第3号）とする。

2 条例第4条第3項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 改葬計画書
- (2) 地方公共団体にあつては、当該墓地等の廃止に関する議会の議決書の写し
- (3) 地方公共団体以外の者にあつては、当該墓地等の使用者の廃止に同意する旨の署名がある書類
- (4) 墓地等の経営許可証
(許可証等)

第5条 市長は、第3条第1項又は前条第1項の申請書の提出があつた場合は、これを審査し、許可するときは墓地等（経営・変更・廃止）許可通知書（様式第4号）により、許可しないときは墓地等（経営・変更・廃止）不許可通知書（様式第5号）により通知する。

2 市長は、前項の規定により経営又は変更の許可をしたときは、条例第6条第1項の規定により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める許可証を

交付する。

- (1) 墓地 墓地経営許可証 (様式第6号)
 - (2) 納骨堂 納骨堂経営許可証 (様式第7号)
 - (3) 火葬場 火葬場経営許可証 (様式第8号)
- (みなし許可に係る届出)

第6条 条例第7条の規定による届出は、墓地(火葬場)みなし許可届出書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 都市計画事業の認可若しくは承認又は土地区画整理事業若しくは住宅街区整備事業の事業認可を受けたことを証する書類の写し
 - (2) 新設又は変更の場合にあつては、設計図
 - (3) 墓地の廃止の場合にあつては、改葬対象、改葬日及び改葬状況を記載した書類
- (墓地等の設置場所の基準)

第7条 条例第9条第1項第4号に規定する規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 墓地にあつては、敷地境界線から国道、県道、河川又は湖沼までの水平距離が30メートル(火葬場にあつては、200メートル)以上離れていること。
 - (2) 個人墓地にあつては、30メートル以内に墓地があること。
 - (3) 宗教法人が設置する納骨堂にあつては、宗教法人法第3条に規定する境内地又は火葬場の敷地内であること。
- (墓地の構造設備の基準)

第8条 墓地の構造設備について、条例第10条に規定する規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 障壁又は生垣等により囲うこと。
- (2) 通路の有効幅員を1メートル以上確保すること。
- (3) 排水設備を設け、雨水及び汚水の滞留を防止すること。
- (4) 墓石の高さ以上の樹木で植栽帯を設けること。
- (5) 敷地面積の3割以上の緑地を適正に配置すること。
- (6) 管理事務所(敷地面積が1ヘクタール以上の墓地に限る。)、給水設備、ごみ保管設備及び駐車場(墳墓数に100分の10を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上の駐車区画を有するもの)を設けること。
- (7) 個人墓地にあつては、敷地面積が30平方メートル以下であること。
- (8) 景観に配慮したものであること。

2 前項の規定にかかわらず、個人墓地については、同項第2号、第5号及び第6号の規定は適用しない。

(納骨堂の構造設備の基準)

第9条 納骨堂の構造設備について、条例第10条に規定する規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 納骨装置には、不燃材料を用いること。

- (2) 焼骨の収蔵が確実にでき、かつ、耐火構造とすること。
 - (3) 床材には、コンクリート、石その他堅固な素材を用いること。
 - (4) 除湿装置を設けること。
 - (5) 駐車場を設けること。
 - (6) 出入口及び納骨装置は、施錠ができる構造とすること。
- (火葬場の構造設備の基準)

第10条 火葬場の構造設備について、条例第10条に規定する規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 容易に乗り越えることのできない障壁又は生垣等により囲うこと。
- (2) 敷地面積の2割以上の緑地を適正に配置すること。
- (3) 火葬炉には、防じん及び防臭の装置を設けること。
- (4) 灰庫を設けること。
- (5) 出入口は、施錠ができる構造とすること。
- (6) 管理事務所、待合所、便所及び駐車場を設けること。

(事前協議)

第11条 条例第11条第2項に規定する協議書は、墓地等（経営・変更）計画協議書（様式第10号）とする。

2 前項の協議書には、次に掲げるものを添付しなければならない。ただし、協議に支障がないと市長が認めるものについては、添付を省略することができる。

- (1) 標識の案
- (2) 近隣住民等への説明会開催通知文の案
- (3) 第3条第2項第1号、第2号及び第7号から第11号までに掲げる書類又は図面

3 市長は、第1項の協議書の提出があったときは、墓地等（経営・変更）計画協議回答書（様式第11号）に条例第11条第4項の規定による必要な助言及び指導の内容を記して回答する。

(近隣住民等)

第12条 条例第12条第1項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 墓地等の計画地が属する地区の自治会の長
- (2) 墓地等の計画地が他の自治会区域内の土地に接する場合にあっては、当該他の自治会の長
- (3) 墓地等の区域の境界線からの水平距離が100メートル以内（火葬場にあつては、200メートル以内）に存する建物の所有者、管理者及び居住者（標識の設置等）

第13条 条例第12条第1項に規定する標識（以下「標識」という。）は、墓地（納骨堂・火葬場）の計画のお知らせ（様式第12号）により作成するものとする。

2 条例第12条第2項の規定による届出は、標識設置届出書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 設置場所を明示した図面

(2) 設置状況及び記載内容が分かる写真
(説明会等)

第14条 条例第13条第1項に規定する説明会（以下「説明会」という。）の開催に当たっては、開催日の15日前までにその旨を近隣住民等に通知し、及び10日前までに説明会開催前届出書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

2 説明会において周知する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 申請予定者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び当該事務所の電話番号

(2) 墓地等の名称及び所在地

(3) 墓地等の区域及び概要

(4) 墓地等の維持管理の方法

(5) 工事の予定期間

(6) 工事の方法及び安全対策の概要

3 条例第13条第2項の規定による個別の説明は、説明会の開催後14日以内に説明会の不参加者に対し、個別訪問により行わなければならない。ただし、複数回個別訪問を行ったにもかかわらず、不在等により個別の説明を行うことができなかったときは、次項第1号に規定する書類を送付することにより、個別の説明に代えることができる。

4 条例第13条第3項の規定による報告は、説明会等実施概要書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 説明会で使用した資料

(2) 第1項の規定により通知した書面

(3) 前号の書面の配布状況、説明会への出欠状況及び個別の説明の状況をまとめた近隣住民等の名簿

5 市長は、前項の概要書が提出されたときは、速やかにその旨を告示するとともに、当該告示の日から30日間、その指定した場所において当該概要書を公衆の縦覧に供するものとする。

(近隣住民等の意見の申出)

第15条 条例第14条第1項の規定による申出は、意見書（様式第16号。以下「意見書」という。）により行うものとする。

2 意見書の提出は、前条第5項に規定する縦覧の期間内（説明会を開催しない場合にあつては、標識設置日の翌日から45日以内）に行わなければならない。

3 市長は、意見書の提出があつた場合はその内容を確認し、正当な理由がある認めるときは、当該意見書の写しを申請予定者に送付するものとする。

4 条例第14条第3項の規定により準用する条例第13条第3項の規定による報告は、条例第14条第2項の協議を行った日から30日以内に、協議結果報告書（様式第17号）により行うものとする。

5 前条第5項の規定は、前項の報告書が提出されたときについて準用する。

(工事着手届)

第16条 条例第16条第2項の規定による届出は、工事着手届出書（様式第18号）

により行うものとする。

(工事完了届)

第17条 条例第17条第1項の規定による届出は、工事完了届出書(様式第19号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 完成した墓地等の写真

(2) 地方公共団体にあつては、当該墓地等の管理条例等の写し

(3) 地方公共団体以外の者にあつては、当該墓地等の使用料金等を定めた書類

(検査済証)

第18条 条例第17条第2項に規定する検査済証は、検査済証(様式第20号)とする。

(管理者設置届)

第19条 法第12条の規定による届出は、管理者設置(変更)届出書(様式第21号)により行うものとする。

(許可事項変更届)

第20条 条例第18条第1項の規定による届出は、許可事項変更届出書(様式第22号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 許可証の写し

(2) 変更内容を証する書類

(地位承継届)

第21条 条例第20条第2項の規定による届出は、地位承継届出書(様式第23号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 許可証の写し

(2) 登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)

(台帳)

第22条 墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年厚生省令第24号)第7条第1項に規定する帳簿は、墓地台帳(様式第24号)及び納骨堂台帳(様式第25号)とし、同条第3項に規定する帳簿は、火葬場台帳(様式第26号)とする。

(立入調査員証)

第23条 条例第21条第2項に規定する証明書は、墓地等立入調査員証(様式第27号)とする。

(公表の方法)

第24条 条例第23条第1項の規定による公表の方法は、告示その他の方法により行うものとする。

(意見陳述機会の付与)

第25条 条例第23条第2項に規定する書面は、意見陳述の機会付与通知書(様式第28号)とする。

2 前項の通知書を受けて意見を述べるときは、意見陳述書(様式第29号)により行うものとする。

(その他)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(豊見城市墓地等の経営許可等に関する規則の廃止)
- 2 豊見城市墓地等の経営許可等に関する規則（平成25年豊見城市規則第1号）は、廃止する。
(豊見城市規則で定める押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)
- 3 豊見城市規則で定める押印の取扱いの特例に関する規則（令和4年豊見城市規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表豊見城市墓地等の経営許可等に関する規則（平成25年豊見城市規則第1号）の項を削る。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

墓地等経営許可申請書

豊見城市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号）

豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例第4条第1項の規定により（墓地・納骨堂・火葬場）の経営許可を受けたいので、次のとおり申請します。

墓地等の名称					
墓地等の所在地					
墓地等の区域		番	～	番	（面積 m^2 ）
地 目					
建物の構造		造	階建	建築面積 m^2	（延床面積 m^2 ）
墓地	造園計画の概要				
	埋葬・埋蔵の区分	<input type="checkbox"/> 埋葬	<input type="checkbox"/> 埋蔵	<input type="checkbox"/> 埋葬及び埋蔵	
	墳墓の種類・数				
納骨堂	収蔵の方法	<input type="checkbox"/> ロッカー型	<input type="checkbox"/> 仏壇型	<input type="checkbox"/> 納骨装置（自動搬送式）	
	収蔵可能数				
	納骨装置の構造				
	収蔵期間				
火葬場	火葬炉の種類・数				
	主燃炉の規格				
	脱臭・排煙の概要				
	燃料の種類				
	残灰の処理方法				
駐車場の概要		面積 m^2	駐車可能台数	台	
使用料金					
使用者の範囲					
管理の方法					
管理者（予定）		本籍 住所 氏名			
工事の予定期間		着工	年 月 日	完成	年 月 日

墓地等変更許可申請書

豊見城市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号〕

豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例第4条第2項の規定により（墓地・納骨堂・火葬場）の変更許可を受けたいので、次のとおり申請します。

変 更 の 区 分	<input type="checkbox"/> 墓地の区域の変更（拡張・縮小） <input type="checkbox"/> 納骨堂又は火葬場の施設の変更（拡張・縮小）	
許可年月日及び許可番号		
墓 地 等 の 名 称		
墓 地 等 の 所 在 地		
墓 地 等 の 区 域		
地 目		
変 更 の 理 由		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

墓地等廃止許可申請書

豊見城市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号〕

豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例第4条第3項の規定により（墓地・納骨堂・火葬場）の廃止許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 号
墓地等の名称	
墓地等の所在地	
墓地等の区域	番 ～ 番 （面積 m ² ）
地 目	
廃止の理由	
設備施設の状況	
廃止後の処理	
廃止予定日	年 月 日

様式第4号（第5条関係）

墓地等（経営・変更・廃止）許可通知書

豊見城市指令第 号

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった墓地等の（経営・変更・廃止）については、
下記のとおり許可することを決定したので、豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例
第6条第1項の規定により通知します。

年 月 日

豊見城市長



記

許 可 の 区 分	<input type="checkbox"/> 墓地等の経営（新設） <input type="checkbox"/> 墓地の区域の変更（拡張・縮小） <input type="checkbox"/> 納骨堂又は火葬場の施設の変更（拡張・縮小） <input type="checkbox"/> 墓地等の廃止
墓 地 等 の 名 称	
墓 地 等 の 所 在 地	
許 可 の 内 容	
許 可 条 件	

様式第5号（第5条関係）

墓地等（経営・変更・廃止）不許可通知書

豊見城市指令第 号

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった墓地等の（経営・変更・廃止）については、下記の理由により許可しないことを決定したので、豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第5条第1項の規定により通知します。

年 月 日

豊見城市長



記

不 許 可 の 区 分	<input type="checkbox"/> 墓地等の経営 <input type="checkbox"/> 墓地の区域の変更 <input type="checkbox"/> 納骨堂又は火葬場の施設の変更 <input type="checkbox"/> 墓地等の廃止
墓 地 等 の 名 称	
墓 地 等 の 所 在 地	
許 可 し な い 理 由	
教示 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊見城市に対して審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、豊見城市を被告として（訴訟において豊見城市を代表する者は豊見城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 3 第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月以内に提起することができます。なお、裁決があったことを知った日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。	

様式第6号（第5条関係）

墓地経営許可証

許可年月日及び許可番号	年 月 日 号
名 称	
所 在 地	
区 域	番 ～ 番 (面積 m ²)
埋葬・埋蔵の区分	
墳 墓 の 数	
管 理 の 方 法	
経 営 者	住 所 氏 名
許 可 条 件	
変更前許可年月日 及び許可番号	

上記の墓地の経営について、墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により許可したことを証します。

年 月 日

豊見城市長

印

様式第7号（第5条関係）

納骨堂経営許可証

許可年月日及び許可番号	年 月 日 号
名 称	
所 在 地	
区 域	番 ～ 番 (面積 m ²)
建 物 の 構 造	
収 蔵 の 方 法	
収 蔵 可 能 数	
経 営 者	住 所 氏 名
許 可 条 件	
変 更 前 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	

上記の納骨堂の経営について、墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により許可したことを証します。

年 月 日

豊見城市長



様式第8号（第5条関係）

火葬場経営許可証

許可年月日及び許可番号	年 月 日 号
名 称	
所 在 地	
区 域	番 ~ 番 (面積 m ²)
建 物 の 構 造	
火 葬 炉 の 種 類 ・ 数	
主 燃 炉 の 規 格	
使 用 燃 料	
残 灰 の 処 理 方 法	
経 営 者	住 所 氏 名
許 可 条 件	
変 更 前 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	

上記の火葬場の経営について、墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により許可したことを証します。

年 月 日

豊見城市長



様式第9号（第6条関係）

年 月 日

墓地（火葬場）みなし許可届出書

豊見城市長 殿

届出人 所在地
 名称
 代表者氏名
 電話番号

豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出の区分	<input type="checkbox"/> 墓地の経営（新設） <input type="checkbox"/> 火葬場の経営（新設） <input type="checkbox"/> 墓地の区域の変更（拡張・縮小） <input type="checkbox"/> 火葬場の施設の変更（拡張・縮小） <input type="checkbox"/> 墓地又は火葬場の廃止			
事業の名称				
認可年月日及び認可番号	年	月	日	号
墓地等の名称				
墓地等の所在地				
墓地等の区域	番	～	番	（面積 m^2 ）
地目				
建物の構造	造	階建	建築面積 m^2	（延床面積 m^2 ）
墓地	埋葬・埋蔵の区分	<input type="checkbox"/> 埋葬 <input type="checkbox"/> 埋蔵 <input type="checkbox"/> 埋葬及び埋蔵		
	墳墓の種類・数			
火葬場	火葬炉の種類・数			
	主燃炉の規格			
	脱臭・排煙の概要			
	燃料の種類			
	残灰の処理方法			
駐車場の概要	面積 m^2	駐車可能台数	台	
使用料金				
使用者の範囲				
管理者	住所 氏名 電話番号			
工事の予定期間	着工	年	月	日
	完成	年	月	日
廃止予定日	年 月 日			

墓地等（経営・変更）計画協議書

豊見城市長 殿

協議者 住 所
氏 名
電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号〕

豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例第11条第2項の規定により、次のとおり協議します。

協議の区分	<input type="checkbox"/> 経営許可（新設）	<input type="checkbox"/> 変更許可（拡張・縮小）
墓地等の名称		
墓地等の所在地		
墓地等の区域	番 ～ 番	（面積 m ² ）
地目		
土地の状況	所有権 有・無 抵当権の設定 有・無 法令の規定による指定等の状況	
墓地等の概要		
標識設置予定日	年 月 日	
説明会開催予定日	年 月 日	
説明会不参加者に対する個別訪問の予定期間	年 月 日～ 年 月 日	
近隣住民等の意見申出受付予定期間	年 月 日～ 年 月 日 （ 30日間 ・ 45日間 ）	
申請予定日	年 月 日	
工事の予定期間	着工	年 月 日 完成 年 月 日

- ※1 「標識設置予定日」欄には、この協議書を提出後速やかに設置することができる日を記載してください。
- ※2 「説明会不参加者に対する個別訪問の予定期間」欄には、説明会開催後14日以内に終わることができる期間を記載してください。
- ※3 「近隣住民等の意見申出受付予定期間」欄には、説明会及び個別訪問後に提出する説明会等実施概要書の縦覧期間（30日間）を想定して記載してください。ただし、説明会を開催しない場合は、標識設置日から45日間を想定して記載してください。

様式第11号（第11条関係）

第 号
年 月 日

墓地等（経営・変更）計画協議回答書

様

豊見城市長



年 月 日付けで協議のあった墓地等の（経営・変更・廃止）については、豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第11条第3項の規定により、次のとおり回答します。

【協議内容】

協議の区分	<input type="checkbox"/> 経営許可（新設）		<input type="checkbox"/> 変更許可（拡張・縮小）	
墓地等の名称				
墓地等の所在地				
墓地等の区域	番	～	番	（面積 m ² ）
地目				
土地の状況	所有権 有・無 抵当権の設定 有・無 法令の規定による指定等の状況			
墓地等の概要				
標識設置予定日	年	月	日	
説明会開催予定日	年	月	日	
説明会不参加者に対する個別訪問の予定期間	年	月	日～	年 月 日
近隣住民等の意見申出受付予定期間	年	月	日～	年 月 日（日間）
申請予定日	年	月	日	
工事の予定期間	着工	年	月	日
	完成	年	月	日

【協議内容に対する回答】

様式第12号（第13条関係）

墓地（納骨堂・火葬場）の計画のお知らせ	
墓地等の名称	
墓地等の所在地	
区分	新設 ・ 変更（拡張・縮小）
区 域	<input type="checkbox"/> 墓地 区画数 区画面積 m^2 <input type="checkbox"/> 納骨堂 収蔵可能数 体 建築面積 m^2 延床面積 m^2 <input type="checkbox"/> 火葬場 火葬炉数 基 焼却能力 体/日 建築面積 m^2 延床面積 m^2
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
申請予定者	住所 氏名
工事施工業者	住所 氏名
標識設置日	年 月 日
説明会の開催予定	開催予定地 開催予定日 年 月 日 ※開催地・日時が正式に決まりましたら改めてお知らせいたします。
近隣住民等の意見申出期間	年 月 日 ～ 年 月 日
<p>この標識は、豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例第12条第1項の規定により設置するものです。</p> <p>この計画についてのお問合せ・意見の申出は、こちらへご連絡ください。</p> <p>氏 名： 住 所：</p> <p>電 話： F A X：</p> <p>E-mail：</p>	

標識設置届出書

豊見城市長 殿

届出人 住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号〕

墓地等の計画に係る標識を次のとおり設置したので、豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例第12条第2項の規定により届け出ます。

届 出 の 区 分	<input type="checkbox"/> 墓地等の経営（新設） <input type="checkbox"/> 墓地の区域の変更（拡張・縮小） <input type="checkbox"/> 納骨堂又は火葬場の施設の変更（拡張・縮小） <input type="checkbox"/> 墓地等の廃止
墓 地 等 の 名 称	
墓 地 等 の 所 在 地	
標 識 設 置 日	年 月 日

添付書類

- 1 設置場所を明示した図面
- 2 設置状況及び記載内容が分かる写真

様式第14号（第14条関係）

年 月 日

説明会開催前届出書

豊見城市長 殿

届出人 住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号〕

墓地等の計画に関する説明会を開催しますので、豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

墓 地 等 の 名 称	
開 催 場 所	
開 催 日 時	
説 明 予 定 者	住 所 氏 名
近隣住民等への通知日	年 月 日
参 加 見 込 人 数	
関係地区内で開催できない場合は、その理由	
備 考	

※ 近隣住民等への通知文（添付書類を含む。）を添付してください。

説明会等実施概要書

豊見城市長 殿

届出人 住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号〕

墓地等の計画に関する説明会を開催し、及び不参加者に対する個別の説明を実施しましたので、豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例第13条第3項の規定により、次のとおり報告します。

墓地等の名称	
説明会の開催場所	
説明会の開催日時	
説明会での説明者	住 所 氏 名
説明会の参加人数	
個別訪問の実施期間	
個別訪問での説明者	住 所 氏 名
個別訪問の実施人数	個別で説明した人数 人 説明会資料を配布して対応した人数 人
説 明 事 項	
質 疑 応 答 の 内 容	
近隣住民等の賛否の状況	

※ 記載欄に入らない場合は、別紙に記載してください。

意見書

豊見城市長 殿

申出人 住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号〕

墓地等の計画について、豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり意見を申し出ます。

墓地等の計画地	
意見の区分	<input type="checkbox"/> 公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき事項 <input type="checkbox"/> 墓地等の構造設備と周辺環境との調和に関する事項 <input type="checkbox"/> 墓地等の建設工事の方法等に関する事項
(1枚につき1つの意見を記載してください。)	
※備考	
	※意見書番号

※欄は、記載しないでください。

協議結果報告書

豊見城市長 殿

届出人 住 所
氏 名
電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号〕

近隣住民等の方から頂いたご意見に係る協議結果について、豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例第14条第3項の規定により準用する同条例第13条第3項の規定により、次のとおり報告します。

墓地等の計画地	
意見の区分	<input type="checkbox"/> 公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき事項 <input type="checkbox"/> 墓地等の構造設備と周辺環境との調和に関する事項 <input type="checkbox"/> 墓地等の建設工事の方法等に関する事項
意見の概要	(意見書番号) (意見書番号)
意見に対する見解及び協議の結果	(意見書番号) (意見書番号)
備 考	

年 月 日

協議結果報告書

豊見城市長 殿

届出人 住 所
氏 名
電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号〕

近隣住民等の方から頂いたご意見に係る協議結果について、豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例第14条第3項の規定により準用する同条例第13条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

墓地等の計画地	
意見の区分	<input type="checkbox"/> 公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき事項 <input type="checkbox"/> 墓地等の構造設備と周辺環境との調和に関する事項 <input type="checkbox"/> 墓地等の建設工事の方法等に関する事項
意見の概要	(意見書番号) (意見書番号)
意見に対する見解及び協議の結果	(意見書番号) (意見書番号)
備 考	

工事着手届出書

豊見城市長 殿

届出人 住 所
氏 名
電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号〕

墓地等の工事に着手しますので、豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 の 区 分	<input type="checkbox"/> 墓地等の経営（新設） <input type="checkbox"/> 墓地の区域の変更（拡張・縮小） <input type="checkbox"/> 納骨堂又は火葬場の施設の変更（拡張・縮小）
許可年月日及び許可番号	年 月 日 号
墓 地 等 の 名 称	
墓 地 等 の 所 在 地	
着 工 年 月 日	年 月 日
完 成 予 定 日	年 月 日
施 工 業 者	住所 氏名 電話番号

年 月 日

工事完了届出書

豊見城市長 殿

届出人 住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号〕

墓地等の工事が完了しましたので、豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 の 区 分	<input type="checkbox"/> 墓地等の経営（新設） <input type="checkbox"/> 墓地の区域の変更（拡張・縮小） <input type="checkbox"/> 納骨堂又は火葬場の施設の変更（拡張・縮小）
許可年月日及び許可番号	年 月 日 号
墓 地 等 の 名 称	
墓 地 等 の 所 在 地	
着 工 年 月 日	年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日
施 工 業 者	住所 氏名 電話番号

添付書類

- 1 完成した墓地等の写真
- 2 地方公共団体の場合は、当該墓地等の管理条例等の写し
- 3 地方公共団体以外の者の場合は、当該墓地等の使用料金等を定めた書類

様式第20号（第18条関係）

第 号
年 月 日

検査済証

様

豊見城市長



年 月 日付けで完了の届出があった墓地等の工事については、検査の結果、申請内容のとおり完成したと認められるため、豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例第17条第2項の規定により、次のとおり証明します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日	号
墓地等の名称		
墓地等の所在地		
着工年月日	年 月 日	
完成年月日	年 月 日	
検査年月日	年 月 日	
備 考		

管理者設置（変更）届出書

豊見城市長 殿

届出人 住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号〕

墓地等の管理者を設置（変更）しましたので、墓地、埋葬等に関する法律第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 の 区 分	<input type="checkbox"/> 管理者の設置 <input type="checkbox"/> 管理者の変更
墓地等の許可年月日等	年 月 日 号
墓 地 等 の 名 称	
墓 地 等 の 所 在 地	
設 置 す る 管 理 者	本籍 住所 氏名 電話番号
変 更 前 の 管 理 者	本籍 住所 氏名 電話番号

様式第22号（第20条関係）

年 月 日

許可事項変更届出書

豊見城市長 殿

届出人 住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号〕

墓地等の経営許可証の記載事項に変更がありますので、豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

墓地等の許可年月日等	年 月 日 号
墓 地 等 の 名 称	
墓 地 等 の 所 在 地	
変 更 前 の 記 載 事 項	
変 更 後 の 記 載 事 項	

添付書類

- 1 許可証の写し
- 2 変更内容を証する書類

地位承継届出書

豊見城市長 殿

届出人 住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号〕

墓地の祭祀の承継に伴い経営者が変更となりましたので、豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例第20条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

墓地等の許可年月日等	年 月 日 号
墓 地 等 の 名 称	
墓 地 等 の 所 在 地	
変 更 前 の 経 営 者	住所 氏名 電話番号
変 更 後 の 経 営 者	住所 氏名 電話番号

添付書類

- 1 許可証の写し
- 2 登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

様式第24号（第22条関係）

墓 地 台 帳

管理者氏名

番 号	墓地使用者		死亡者				埋 蔵 (改葬) 年月日	改 葬 の場所	備 考
	住 所 氏 名	死亡者との 続 柄	本籍	住 所 氏 名	性別	生年月日			

備 考

- 1 死産の場合は、死亡者の本籍、住所及び氏名の欄には父母の本籍、住所及び氏名を、性別欄には死児の性別を、死亡年月日欄には分べん年月日を記載すること。
- 2 改葬に係る記載の場合、改葬の許可を受けた者の住所、氏名及び死亡者との続柄は、墓地使用者と改葬の許可を受けた者が同一であるときには墓地使用者欄に記載し、別であるときには備考欄に記載すること。

様式第25号（第22条関係）

納 骨 堂 台 帳

管理者氏名

番 号	納骨堂使用者		死亡者				収 蔵 (改葬) 年月日	改 葬 の場所	備 考
	住 所 氏 名	死亡者との 続 柄	本籍	住 所 氏 名	性別	生年月日			

備 考

- 1 死産の場合は、死亡者の本籍、住所及び氏名の欄には父母の本籍、住所及び氏名を、性別欄には死児の性別を、死亡年月日欄には分べん年月日を記載すること。
- 2 改葬に係る記載の場合、改葬の許可を受けた者の住所、氏名及び死亡者との続柄は、納骨堂使用者と改葬の許可を受けた者が同一であるときには納骨堂使用者欄に記載し、別であるときには備考欄に記載すること。

様式第26号（第22条関係）

火 葬 場 台 帳

管理者氏名

番 号	火葬申請者		死亡者					火 葬 年月日	備 考
	住 所 ----- 氏 名	死亡者と の 続 柄	本籍	住 所 ----- 氏 名	性別	生年月日	死 亡 年月日		

備 考

死産の場合は、死亡者の本籍、住所及び氏名の欄には父母の本籍、住所及び氏名を、性別欄には死児の性別を、死亡年月日欄には分べん年月日を記載すること。

様式第27号（第23条関係）

（表）

第	号	契印			
墓地等立入調査員証					
所 属					
豊見城市					
課					
職 氏					
名					
年 月 日生					
年 月 日発行					
豊見城市長					
印					

←-----90mm-----→

↑-----60mm-----↓

（裏）

豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例（抜粋）

（立入調査）

第21条 市長は、必要があると認めるときは、墓地又は納骨堂の経営者又は管理者の協力を得て、当該職員に当該墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（縦60mm×横90mm）

様式第28号（第25条関係）

第 号
年 月 日

意見陳述の機会付与通知書

様

豊見城市長



豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例第23条第1項の規定による公表をするに当たり、次の公表内容について意見陳述の機会を付与しますので、期限までに意見陳述書を提出してください。

公表しようとする内容	
公表の根拠	
公表の原因となる事項 (条例第22条の規定による勧告の理由)	
意見陳述書の提出先	
意見陳述書の提出期限	年 月 日
備考	

様式第29号（第25条関係）

年 月 日

意見陳述書

豊見城市長 殿

申出人 住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号〕

年 月 日付けで意見陳述の機会が付与された件について、豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第25条第2項の規定により、次のとおり意見を申し出ます。

公表しようとする内容	
公表の原因となる事項 （条例第22条の規定による勧告の理由）	
勧告に従わなかった 正 当 な 理 由	
そ の 他 の 意 見	